

分析は、パネル5時点で子どもがいる有配偶者の「収入水準」、「子どものための支出」、「家事・育児時間」と属性（親との居住状態、妻の就業状態、子どもの数、長子就学状況、末子就学状況）との関連を一元配置の分散分析により見ると共に、有意であった変数について、多元配置の分散分析を実施した。

分析の結果、主として以下の5点が明らかにされた。

- ①第1子の誕生で収入水準が大きく変動する
- ②その後3歳までの収入水準、子どものための支出、家事・育児時間の変動は一様ではなく、家事・育児時間は子どもの誕生後をピークに減少していくが、収入水準は誕生後にはあまり変化せず、低下することもあり、子どものための支出は3歳になるとさらに増加する。
- ③第1子誕生後の変動に比べ、第2、第3子誕生による変動は少ない。
- ④第1子誕生の際には、妻の就業変化が収入水準を変化させ、機会費用が高い。
- ⑤妻が常勤継続の場合は、第1子誕生で収入水準はほとんど変化しないが、第2子誕生の場合には低下する。一方無職継続の場合には、子どもの誕生によってニーズが変化するため収入水準が低下する。

これらの分析結果を踏まえて、子どもの誕生による生活変動に対する保障についての具体的な方策として、就労と育児の両立支援策の促進と新たに子どもが増えることによるニーズの変化に対応することの2点を挙げている。特に後者に関しては、日本でも児童手当に対する関心を高め、出生率上昇に効果がないという理由で制度改革に消極的になるのではなく、子どもを持つ世帯のニーズに応じた制度となるような積極的な議論の展開が望まれるとしている。

分類項目：(1) 児童手当と出生率、(2) 保育・育児施設と出生率

タイトル：2. 育児支援政策が出生行動に与える効果について 実験ヴィネットアプローチによる就業形態別出生確率の計量分析

著者：塚原康博

出典：日本経済研究 No. 28

出版社：日本経済研究センター

出版年：1995年3月

論文テーマ

この論文では、育児支援政策が就業形態別の女性の出生行動にどのような効果を与えるのか、という問題意識の下、女性の就業形態別出生確率の計量分析を行っている。出生率の回復という問題に対して、育児支援政策の効果がどれほどあるのか、判断材料を提供することを目的とする。

論文の内容

この論文では、社会保障研究所「出産と育児に関する意識調査」の一環として行われた出生行動に関するヴィネット調査のデータを利用する。これは1993年の10月から11月にかけて、東京都に在住の18歳から40歳の女性を対象に訪問面接法により実施された。調査対象者は2段階無作為抽出によって抽出され、抽出した人数は860人、有効回答者数は538人、有効回答率は62.6%であった。

ヴィネット調査とは、研究者が架空の状況を設定することによって実験的な状況を作り出し、調査対象者はそのような状況に置かれたとすれば、どのように行動するかについて回答を求められるという調査である。調査対象者はそのような状況に置かれた場合に調査から得られるデータどおりに行動するという保証がないという問題点があるものの、この調査による利点も存在する。架空の状況に政策バリエーションを組み入れることが出来るため、異なる政策の効果がより有効に推測可能な点が最大のメリットである。

具体的にヴィネット調査では、調査対象者ごとに23個のヴィネット(架空条件を記入したカード)を提示し、各ヴィネットの状況の下で子どもを生むか否かの判断(選択肢は①1年以内に生む②1年以上経ってから生む③子供を生まないの3つ)をしてもらう。

出生行動に影響を与えると考えられる変数は、世帯の属性として妻の年齢(18歳から40歳まで1歳刻み)、妻の就業形態(フルタイム、パートタイム、専業主婦)、既往児数(0から4人まで)、夫婦合計の税込み世帯年収(300万円から1400万円まで100万円刻

み)、住宅の広さ(1DKから5DKまで)、育児支援政策としては児童手当の金額(現行制度の0%から400%の範囲を20%刻み、所得制限無しと仮定)、乳児(ゼロ歳児)保育が利用出来るか否か(専業主婦の場合は提示せず)、育児休業中の所得保障(従前所得に対する比率を0%から100%まで5%刻みで設定、フルタイムの場合のみ提示)である。

この調査から得られたデータを使用し、女性の就業形態別の出生確率を推定する。被説明変数は1年以内に子供を生む場合1、1年以上経ってから子供を生むという回答と子供を生まないという回答に対し0を割り当てた。従って被説明変数は0と1の値をとるダミー変数となるため、ロジット分析を採用している。説明変数は上掲の世帯属性や育児支援政策である。

世帯属性についての推計結果は、妻の年齢は、妻の就業形態いかなを問わず有意である。既往児数が少ないことが出生確率を高める最も強い要因となっている。世帯年収は妻のいずれの就業形態においても有意に出生確率を高める。妻がフルタイムの場合で弾力性が一番低いが、これは就業形態の中でフルタイムが最も仕事の負担が大きいので、収入が増えても子供を生むという行動には出にくいと考えられる。住宅の広さも、妻のいずれの就業形態についても有意に出生確率を高める。

育児支援政策について、児童手当の上昇は、妻の就業形態に関係なく有意に出生確率を高める。しかし現行の水準にある限りはそれが出生確率を上昇させる効果は小さい。乳児保育については、フルタイムの場合、乳児保育がある場合は無い場合と比べ出生確率を小さいながらも引き上げる効果がある。育児休業手当は、有意に出生確率を高めているが効果は小さい。

以上から、育児支援政策は出生確率を有意に高める効果が見出されるものの、定量的な効果は小さいと結論付けられる。効果が小さいということはすなわち、育児支援政策によって出生率を高めようとするれば大きなコストがかかり限界があるということである。推定結果からは出生確率を説明する最大の要因は既往児数である。特に既往児数が0か1人の時は1年以内に子供を生もうとする確率が高く、2人は子供を持ちたいと考えていることを示している。従って結婚した状況であれば、既往児数が少ないとき出生が促進されると考えることができる。つまり、婚姻率を高め、女性を結婚している状態に置くという事が出生率上昇には有効と考えられるが、結婚は個人の問題であり公的に介入するには限界がある。よって育児支援政策によって出生率を高めるということよりは、少子化社会を前提とした上での、その社会に適合した制度、ライフスタイルへの移行を考えることが現実的には最も重要であろう。

(2) 保育・育児施設と出生率

分類項目：(2) 保育・育児施設と出生率

タイトル：3. 保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響

著者：滋野由紀子・大日康史

出典：季刊・社会保障研究 35 巻 2 号, pp. 192-207

出版社：国立社会保障・人口問題研究所

出版年：1999 年

論文テーマ

この論文は、子供のいる世帯に限定した場合の sample selection の問題を考慮しながら、児童福祉政策（保育園サービス）の女性就業への影響を検討することを目的としている。

論文の内容

この論文の推定モデルは、出産の意思決定（子供を産むか産まないか）、産んだ場合の保育者の就業選択、の 2 つである。第 1 段階の出産の意思決定モデルには通常の probit 推定法を使用、第 2 段階の就業選択モデルでは、sample selection が生じた上での probit 推定法を使用する。出産決定の家計要因として、当該女性および配偶者の年齢、当該女性の 1 年前の就業および配偶者の就業の有無、当該女性および配偶者の労働所得、それ以外の家計の収入、世帯の金融資産、実物資産（持ち家の場合の畳数）、当該女性および配偶者の加入公的年金の種別ダミー（公的年金未加入者をベースラインとして国民年金加入者、厚生年金・共済組合加入者、国民年金第 3 号加入者）、そして都道府県単位での福祉サービスの指標である。第 2 段階では、就業選択への福祉サービス指標の影響を純粋に捉えるために、以下の変数をコントロールする目的でモデルに加えた：乳幼児の年齢および健康状態、保育者の年齢および健康状態、就業している場合には賃金、就業していない場合には直面している労働市場において得られるであろう賃金、保育者と同じタイプの人であるが要介護者および幼児を抱えていない世帯における就業確率、保育者以外に就業可能な同居無業者の有無、65 歳以上の健康な老人の有無、15 歳以下の子供あるいは 65 歳以上の老人の人数、世帯の金融資産、実物資産（持ち家の場合の畳数）、保育者以外の家族の収入、自営業世帯。さらに、クロスセクション・バイアスを考慮して、こ

これらの説明変数では捉えきれない都道府県および年に固有な影響をコントロールするためのダミー変数も加えている。上記の変数のデータは、児童福祉サービスの指標以外、国民生活基礎調査大調査年（86、89、92、95年）の個票によっている。福祉サービスの指標には、社会福祉行政業務報告（86、89、92、95年）での都道府県別の数値を用いている。具体的には、保育園定員率（保育園定員／6歳未満人口）、早朝保育実施率（保育園開園時間が午前7時以前の保育園施設数の割合を保育園定員率に乗じたもの）、夜間保育実施率（保育園閉園時間が午後7時以後の保育園施設数の割合を保育園定員率に乗じたもの）、0歳児定員率（0歳保育所在所児童数を0歳人口で除したもの）、早期保育実施率（月齢6ヶ月未満保育所在所児童数を6ヶ月未満人口で除したもの）、である。

出産の意思決定の標本は、既婚者で子供のいない女性と第1子が1歳未満である女性に限定する。また、保育者の分析にあたって第1子に限定する必要はないので、6歳以下の子供を持つ女性を標本とした分析も行う。保育者の就業選択の標本は、乳幼児（6歳以下）を抱える同居世帯に限定、主たる保育者であろう女性の就業確率を議論するので、男性および22歳以下あるいは60歳以上の標本は排除する。出産に関する仮説は、現行の賦課方式の色彩が強い公的年金制度が出産を抑制する影響を及ぼすというもので、就業選択に関する仮説は、地方自治体によって提供される福祉サービス（保育園の質と量）が大きいほど、乳幼児を抱えている世帯の保育者の就業が増加するというものである。

出産の意思決定の結果は、2つの標本間での差異は小さい。両者に共通して、妻が国民年金加入者または厚生年金・共済組合加入者である場合、未加入者に比べて出産確率が有意に低い。国民年金が賦課方式の要素の強いことから、仮説に合致している。一方で、厚生年金・共済組合による影響は仮説に反するものであるが、これは年金制度による差ではなく、自営業主・家族従業者等と被用者という職業の違いによる育児の機会費用の差異に起因していると考えられる。また、夫が国民年金加入者の場合出産確率が高まるという、仮説とは逆の結果を得たが、妻の影響と併せると、その影響は仮説のとおり出産確率を低下するものであった。出産への児童福祉サービスの影響は、早期保育実施率のみが有意な正の影響を示しており、乳児期における保育園入園の容易さを反映している。

就業選択に関して推定したモデルは、1つは福祉サービスの5変数を同時に含んだもの、この5変数の多重共線性を考慮して各変数を1つずつ含んだものの、計6モデルである。5変数同時に加えたモデルの推定結果は、保育園定員率が正で有意、早朝保育実施率、夜間保育実施率、0歳児定員率は負で有意、早期保育実施率は正だが有意ではない。しかしながら、多重共線性を考慮した個別推定では、上記の負で有意な変数は有意ではない。つまり、5変数同時モデルにおいて負で有意な結果は、保育園定員率が同じであれば、早朝・夜間・0歳児保育が就業に抑制的であることを意味しているに過ぎない。

結論として、保育所の充実は保育園定員率と定義すると就業促進的であるが、早朝保育実施率、夜間保育実施率、0歳児定員率、早期保育実施率は頑健な傾向をもたない。この結果は、出産による sample selection の影響を除去した点で、同様なデータを用いた過去の研究よりも信頼性が高いと言える。

分類項目：(2) 保育・育児施設と出生率

タイトル：4. 保育政策が出産の意志決定と就業に与える影響

著者：大日康史

出典：「経済と社会保障に関する研究」報告書別冊「福祉政策と就業行動」

出版社：医療経済研究機構、社会保険福祉協会による委託事業研究

出版年：1997年

論文テーマ

この論文は、児童福祉政策（保育園サービス）の女性の就業への影響を検討することを目的としている。具体的には、地方自治体によって提供される福祉サービス（保育園の質と量）が大きいくほど、乳幼児を抱えている世帯の保育者の就業が促進される、という仮説を検証する。

論文の内容

本論文の特徴は、保育政策が女性の就業促進に及ぼす効果に関する先行研究において、課題として残された、sample selection を考慮した点である。筆者の指摘する sample selection とは、分析対象サンプルを6歳未満の子のいる家庭における同居世帯員に限定しているため、標本に含まれる世帯は一定の特性が共有されてしまっているということである。つまり、就業する女性が結婚・出産をしない傾向があるならば、子どものいる世帯とは、女性が就業しない、またはその所得が低い女性に偏った標本となってしまっている可能性が考えられるのである。そして、保育園が現在の措置制度の下では、母親の就業等によって保育に欠ける状態にある児童に対してサービスを提供するということになり、標本に含まれる世帯には就業しない女性が多いとすれば、保育を必要としない傾向が強いと言える。これによって、先行研究では保育サービスによる女性の就業促進効果が見られないとの結果が得られた、と推察される。以上の点を考慮に入れて、児童福祉政策（保育園サービス）の女性就業への影響を検討する。

推定モデルは、出産の意思決定と出産した場合における保育者の就業選択といった2種類の異なった、しかし密接に関連しているであろう意思決定を扱う。ここで出産しなかった世帯には就業選択は生じない点に留意して、sample selection が生じた上でのprobit推定法を採用することとした。より具体的には、出産の意思決定は過去における選択であるのに対して、保育者の就業選択は現在の選択であるという時間的な構造から、Heckmanの2段階推定法のように第1段階の推定は第2段階とは独立と考えると、第1

段階(出産選択)は probit 推定法、第 2 段階(就業選択)は通常の probit 推定法における対数尤度最大化の 1 階条件に、出産の確率の重みをつけたものとなる。まず、出産確率を被説明変数とした場合、説明変数は女性の年齢、配偶者の年齢、女性の 1 年前の就業の有無、配偶者の就業の有無、女性の労働所得、配偶者の労働所得、それ以外の家計収入、世帯の金融資産、実物資産(持ち家の場合、畳数)、女性の加入公的年金の種別ダミー、同じく配偶者のダミー、都道府県単位の福祉サービス指標、である。次に、保育者の就業確率を被説明変数とした場合、説明変数は地方自治体によって提供される福祉サービスの質と量(保育園定員率)、乳幼児の年齢、その健康状態、保育者の年齢、その健康状態、就業の場合の賃金、非就業の場合に労働市場で得られるであろう賃金、保育者と同じタイプの人であるが要介護者および幼児を抱えていない世帯における就業確率、保育者以外に就業可能な同居無業者の有無、65 歳以上の健康な老人の有無、15 歳以下の子どもあるいは 65 歳以上の老人の人数、世帯の金融資産、実物資産、保育者以外の家族の収入、自営業世帯か否か、である。

以上の推定モデルの検証に用いるデータは主として以下の 2 つである。

第 1 に乳幼児を抱える世帯および世帯員に関する情報は「国民生活基礎調査本調査(86、89、92、95 年)」の個票によっている。第 2 に都道府県単位での児童福祉サービスの実態については「社会福祉行政業務報告」の都道府県別数値を用いる。実際の福祉サービスの供給者は都道府県ではなく、市町村であり、サービス内容は市町村によって大きく異なる場合があるが、これは業務報告からでは把握不能であった。従って都道府県別の平均値を用いざるを得ない。その他用いたデータは、保育園定員率(保育園定員/6 歳未満人口)、年齢別在園児童数、開園・閉園時間別保育園数、保母数、である。

以上のデータのうち国民生活基礎調査については、目的に即して 2 つの異なる標本を使い分けている。

第 1 に、出産の意志決定に関しては、標本を既婚者で子どものいない女性と、第 1 子が 1 歳未満である女性に限定する。これは分析に用いる説明変数は基本的に現在のものであるため、出産後 1 年以内に限定することより極力出産の意思決定時(過去)と現在との間を短くし不必要な誤差を生じさせないように配慮するためである。第 2 に、保育者の就業選択に関しては、乳幼児(6 歳以下)を抱えている同居世帯に限定する。さらに、主たる保育者であることの多い女性の就業確率を議論するので、男性および 22 歳以下あるいは 60 歳以上の標本は排除する。この条件を満たす標本数は 28,200 である。

次に、推定結果に基づく考察であるが、児童福祉サービスが女性の就業に与える影響は、保育所の充実を保育園定員率(定員/6 歳未満人口)と定義すると就業促進的であるが、早朝保育実施率、夜間保育実施率、0 歳児定員率、早期保育実施率は頑健な傾向を示

していない。よって、仮説が児童福祉サービスのうち保育園定員率という一部に限った場合、成立していることが確認された。また、本論文の貢献としては、sample selectionの程度を示す値が確認され、それを考慮することの重要性和、これを無視した先行研究が大きなバイアスを持ってしまっていることを証明した点が挙げられる。

今後の課題としては、加入公的年金の出産行動に与える影響について出力結果に基づき解釈を加えているが、これは年金加入区分が職業区分と重なっていることが影響していると推察され、ここから純粹に職業の影響を取り除き年金制度の差のみを抽出する必要がある。また都道府県レベルではなく市町村レベルのデータを用いて福祉サービスの与える効果を分析、議論する方が有効であり、これを可能とする大規模な個票データの利用がさらなる研究の発展につながるとしている。

分類項目：(2) 保育・育児施設と出生率

タイトル：5. 少子化と子育て・就業支援事業の効果の検証

著者：吉田浩

出典：会計検査研究, 19号 pp. 9-22

出版社：会計検査院事務総長官房上席審議室調査官

出版年：1999年

論文テーマ

この論文は、ファミリーサポート事業の効果について、会員のアンケートデータを用いて検証するものである。

論文の内容

この論文では、ファミリーサポートセンターによって行われている事業の内容とその効果について、福岡ファミリーサポートセンターの協力で1998年に実施した、会員アンケートを使用して分析を行っている。

ファミリーサポートセンター事業は、子育て支援を求めている依頼会員と、子育てを支援したいと考えている提供会員とをあらかじめ登録し、依頼会員が仕事の都合で保育所の送迎ができない場合や、就職のための技術や資格を得るため講習会に参加する場合などにおいて、援助できる提供会員を紹介する仕組みである。地域の相互扶助活動によって支えられる制度であり、経済学的に評価すると、ファミリーサポートセンターは、就業する女性の時間的制約を解消するシステムであり、育児のために遺失する機会費用を軽減する役割を果たしているといえる。

アンケートの結果、ファミリーサポートセンターに登録したことで、52%の依頼会員が「安心して働くことができる」という就業環境の改善の面から評価していることがわかった。また、登録後にパートからフルタイムへの移行が1.0%、新規パートが9.7%、新規フルタイムが1.7%みられた。したがって、12.4%の会員に勤務形態の変化がみられ、ファミリーサポートセンターは労働供給を促進していることがわかった。

また、労働時間の変化をみると、90%の会員で労働時間の変化はないという結果になっており、ファミリーサポートセンターのために大きく労働時間を増やすというよりも、これまでの勤務時間の中で安心して働けるという効果や、急な勤務時間延長の場合の保険的な役割があるとも考えられる。なお、10%程度の会員の勤務時間が長くなっており、勤務時間がのびた依頼会員のみで集計した平均延長勤務時間は一週間当たり5.63時間で

あった。

さらに、ファミリーサポートセンターに依頼会員として子どもを預けた会員と、まだ利用していない会員との間で、勤務時間の状況に違いがあるかどうかを調べるために、第1子についてファミリーサポートセンターの利用の有無別に週当たりの勤務時間延長の平均値を比較してみたところ、利用しなかったグループの勤務時間の延長は週当たり9分不足であったのに対し、利用したグループでは週当たり38分となっていることがわかった。さらに参考までに、既に就業している人だけに絞ってみると、第1子を預託することで、週平均50分近くの勤務時間延長の効果が認められた。したがって、サポートセンターに依頼会員として登録をし、かつ利用することの就労支援効果は大きいということが明らかになった。

次に、勤務時間延長になった人の経済的効果をより詳しくみるために、会員の月間収入別にみると、ファミリーサポートセンターの登録のみで利用のなかった会員では、10万円以下の会員が6割超を占めるが、登録後利用のあった会員では逆に所得の多い20万円超で6割を超えていることがわかった。そこで、登録によって新たに就業することができるようになった会員数と月間の収入を掛け合わせ、福岡ファミリーサポートセンターの生み出した就業促進効果の経済的総額を試算している。アンケートの階級別の金額を実額に焼き直してみると、賃金額ではかった月間新規経済効果は250万円になり、新規就業者一人当たりの平均は10万円となっている。これを今回調査の回答率に基づき会員全体に拡張するならば、効果は年額で6,303万円と試算された。さらに、労働供給によって生産された付加価値は、資本に対する報酬と労働に対する報酬に分けられ、この比率はマクロ経済平均では73.4%であるため、この数値を使って生産額を逆算すれば、地域経済への生産増加の効果は8,500万円超となることがわかった。

しかし、この論文の課題は、データが非常に限定的であり、この結果を社会全体の女性にそのまま適用するのは問題があるかもしれないということである。

しかし、行政の効率化が求められているこの時期、対策を必要とする社会現象についてその原因を特定し、その原因にあった対策を策定するべきであること、実施された事業についてまず効果があるかどうかをデータに基づき検証すること、その効果を経済的に試算し定量化していくことが必要であるといえる。

分類項目：(2) 保育・育児施設と出生率、(3) 女性の就業と出生率、(8) 家族（親子）
関係と出生率

タイトル：6. 女性の仕事と育児が出生率に与える影響

著者：金子洋一

出典：E S P 306号, pp. 66-69

出版社：経済企画協会

出版年：1997年10月

論文テーマ

この論文は、女性の就業状況、世帯状況、保育所の定員状況等について都道府県別のクロスセクションデータを用い分析することによって、仕事と育児の両立が出生率にどのような影響を与えているかを検証することを目的としている。

論文の内容

従来の研究では、回帰分析によって代表される分析を経済的事象に対して行うとき、例えば第三次産業比率や地価、あるいは結婚後経過年数等のように、現象の記述には役立つが、個人の判断に影響を与えない説明変数や、あるいは政策的には動かすことのできない説明変数を採用している分析が多い。

そこで、この論文は、説明変数は個人の行動に関する判断を直接に左右する変数か、政策的に変更可能な変数であるべきである、という問題意識に基づいている。

したがってこの論文では、仕事と育児の両立が出生率にどのような影響を与えているかについて、平成2年の官庁統計により、都道府県別のクロスセクションデータを用い、就業しながら出産休暇、育児休暇などを使い出産するいわば「キャリアウーマン」志向のグループと、はじめから就業していない専業主婦及び出産を機に退職したいわば「家事労働中心」志向のグループに二分し、それぞれの既婚合計出生率（E T T R）を被説明変数とし、後述の説明変数を用いて、ウェイト付最小二乗法による重回帰分析を行っている。既婚合計出生率（E T T R）は、合計特殊出生率（T F R）を合計初婚率（T F M R）で割って得られる指標であり、この論文では就業者と無職別の合計特殊出生率を共通の合計初婚率で除して求めた。既婚合計出生率を用いるのは、この論文が有配偶率と出生行動は異なった要因によって決定されているという前提に立っているからである。

説明変数としては、仕事と育児の両立という観点から、既婚女性が出産に関する判断

を求められる環境条件を中心に選定した。第一に、育児のサポート体制として「夫婦のいる世帯での平均世帯人員」から夫婦の数2人を引いた数字、「25歳から29歳までの女性の県内人口で割った保育所収容定員数」を、第二に、女性を取り巻く就業形態を表す指標として、25歳から35歳までの女性の「就業者（主に仕事）」数を分子に「就業者（家事のほか仕事）」数を分母にした数値を、第三に、出産の機会費用として、25歳から29歳の女性の「決まって支給する現金給与額」を用いた。

その結果、①世帯人員の効果は、就業者グループが無職の係数の倍に近い推定係数となっている、②保育所定員については、無職グループが7倍近い大きさの推定係数となっている、③就業形態については、両者は想定通り符号が異なっている、④女性の賃金についてはともに符号がマイナスであるが、就業者グループの係数は半数以下となっていることが分かった。

したがって、①無職グループにおいては本人が出産育児に携わることから、家庭内のサポートの必要性が相対的に低いこと、②キャリアウーマン志向が強い就業者グループにおいては、現状の保育サービスでは延長保育などの実施率が低いなど働く女性にとって利用しづらいと考えられ、その分だけ家庭内のサポートに頼らざるをえないこと、③両グループにおいて必要とされる就業形態が異なること、④賃金が上がった場合に、就業者の出生率は、無職の出生率と比較して低下しにくいことが知見として得られた。

また、分析の結果を、被説明変数を合計特殊出生率（就業者・無職別）としたものを比較すると就業者グループにおいてはほぼ同様の分析結果となっているものの、無職グループについては自由度修正済み決定係数が0.1以上低くなっている。

また、合計特殊出生率を女性のグループ分けをせずに総計で分析した結果、保育所定員がまったく効いていないことが分かった。これは明らかに事実と異なっている。また、既婚合計出生率を就業者グループと無職グループに分けて分析した結果、各説明変数の推定係数が大きく異なっていることから、従来の研究のように2つを一本の回帰式で分析することは望ましくない。先行研究の多くが結果的に有配偶率などの推計になっている理由は、就業者、無職という2つの大きく異なったグループの出産行動を一本の推計式によって記述したことによる可能性がある。

なお、この論文の分析の問題点として、ベッカー理論における「夫の収入によって代表される女性以外の収入は、子どもは正常財であるため出生率に正の効果を持つ」という仮説を、データの多重共線性の制約から検証できなかったことが挙げられている。

分類項目：(2) 保育・育児施設と出生率、(3) 女性の就業と出生率、(6) 育児休業と出生率、(10) 賃金・所得水準と出生率

タイトル：7. 女子労働と出生力

著者：樋口美雄

出典：厚生科学研究政策科学推進研究事業平成 11 年度報告書「少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究」第 2 章

出版社：

出版年：2000 年

論文テーマ

女性の就業と結婚、出産、育児の両立支援施策の有効性について、先行研究の分析結果、特に結論においてどのような差異が生じているかを丁寧にサーベイした上で、新たに利用可能なデータや推計方法を用いて分析を行う。両立支援策としては一般に行政による支援、企業による支援、そして夫婦間の相互扶助を挙げることができるが、本報告ではそれらを代表して保育所の増設効果、児童手当等経済的支援による効果、企業による育児支援策の効果、夫婦の労働時間および通勤時間の短縮等による時間配分効果、について検討する。

論文の内容

第 1 節「はじめに」では、先行研究の分析結果が異なる原因は①理論モデル②使用データ③推計方法の違いにあり、ここではそれらを十分に留意した分析を行うとし、論文の目的と各節の概要を述べている。

第 2 節「保育所数と出生数—保育所増設の出生力効果について—」では、過去 20 年間の都道府県データ（出生数は『人口動態統計』、保育所数は『社会福祉施設調査』）を用いて保育所数の増大が出生促進効果を持っているかどうかを、Granger Test の方法に基づき、Prais-Winsten 推定法により、タイムラグを 2 年前までとして分析している。47 都道府県についての出生数と保育所数の因果関係のテストからは、43 の大多数の都道府県、特に東京、大阪および周辺地域において保育所数は出生数の原因になっていることは確認できない。この結果は出生率の低下が基本的には晩婚化によって引き起こされる現象であり、保育所の整備によってくい止められる部分はわずかであることを示唆する。またはこれまでに供給されてきたような質の保育サービスには出生促進効果があまりなかったとも解釈できる。保育所の有無よりも子育てにかかる経済的な負担の重さ等が出

生行動には大きく影響していると考えられ、そして保育所の量的拡張よりも質的な向上が求められているといえる。

第3節「育児休業や育児支援策の出産・継続就業への影響について」では、出産と継続雇用をより促進する育児休業の制度内容と育児支援策、及び育児休業制度を利用しやすくなる条件を『平成8年度女子雇用管理基本調査』の企業別データ（9大産業に属し、5人以上の常用雇用者を雇用する民営事業所のうちから一定の方法で抽出した約10,000事業所を対象とし、有効回答数は7,713事業所である。平成8年7月1日現在の状況について記入している）を用い実証的に調べることを目的としている。

実証分析その1では、企業の育児支援制度と女性雇用者の出生行動の関係を明らかにする。被説明変数は女子従業員における出産者の割合（平成7年4月1日から平成8年3月31日までの女性の出産数を女性常用労働者数で割った値）、説明変数は、組合、育休、育休対象者（子の養育者がいるにもかかわらず育休取得可）、金銭支給、昇給、復職後賃金（復帰後に休業前の賃金またはそれ以上が保障）、能力措置（休業中の職業能力の維持、向上のための措置）、支援制度（短時間勤務制度、フレックスタイム、企業内託児施設等）、産業別、事業所規模、県別の各ダミー変数であり、トービットモデルを用いた分析を行う。推定結果では、組合、育休、育休対象者、昇給、復職後賃金、能力措置、就業時間の繰り上げ下げ、産業別、事業所規模別、県別、の各ダミー変数全てにおいて有意に正となり、育児休業制度が充実した企業ほど出産しやすいことを表している。

実証分析その2は、育児休業が規定されていても実際は取得しにくい状況があることを考慮して、育児休業制度取得促進のためには企業のどのような制度的対応が有効なのか、を分析する。Zero Inflated Count Data モデルを用いているが、これは育児休業開始者数がゼロの場合、初めから対象者がなくてゼロの場合と、対象者はいるが育児休業を取る人がいない場合と2通り考えられることを考慮に入れたモデルである。まず、当該企業における女子の育児休業取得可能性のある者のいる確率（ P_i ：被説明変数）を決定する説明変数は女子雇用者数に対する出産者の割合、女子雇用者比率、組合ダミー、育休ダミー、能力措置ダミーを用いる。さらに育児休業取得可能性のある者のうち実際に育児休業取得する確率（ P ：被説明変数）により育児休業の取得しやすさを測る。この説明変数には女子雇用者数に対する出産の割合、女子雇用者比率、以下ダミー変数として組合、育休、会社からの金銭、共済からの金銭、退職金、能力措置、支援制度、産業別、事業所規模別を用いる。推定結果は予想通りに、女子雇用者数に対する出産の割合が高くなるほど、また女子雇用者比率が高くなるほど、企業において育児休業を開始する可能性のある者のいる確率は高くなる。また、組合、育児休業制度、金銭支給、能力維持の措置、企業内託児施設の存在、女性の職場進出の進んでいる産業では育児休業を

実際に取得しやすくする傾向がある。

第4節「パネル調査による出産と妻の就業継続の分析」では、家計経済研究所『消費生活に関するパネル調査』の1993年から1996年までの4年分の個票データを用いて、夫の通勤時間や労働時間、時間の弾力度を考慮して、出産と妻の就業にトレードオフ関係があるのかどうか、その決定要因について分析している。なお出産と妻の就業は同時決定である可能性が高いので、Bivariate probit モデルを採用する。

出産関数は、前年の10月から本年の9月の1年間に出産しているかどうかを被説明変数とし、説明変数は夫婦の学歴、妻の母親と夫の母親とが健在かどうか、妻の出身地、夫の年収、夫の就業形態、世帯貯蓄額、居住していた都市の規模、親との同居状態、住宅ローンの有無、部屋の広さ、既存の子ども数、夫の通勤時間、夫の労働時間、妻の年齢とその2乗、夫の年齢とする。

妻の就業関数は、調査当年に妻が就業しているかどうかを被説明変数とし、説明変数は妻の学歴、妻の母親と夫の母親とが健在かどうか、妻の出身地、夫の年収、夫の就業形態、世帯貯蓄額、親との同居状態、住宅ローンの有無、部屋の広さ、既存の子ども数、夫の通勤時間、夫の労働時間、妻の年齢とその2乗とする。

推定結果の ρ 値より、出産と妻の就業が同時決定であることが確認された。しかも ρ は負の値であるため、両者はトレードオフの関係、つまり近年女子の雇用就業率が高まっているにもかかわらず、出産と就業継続について二者択一を女性に迫っていることが示されている。

出産関数について、有意な結果を得たもののみ挙げると、妻大卒（大卒の妻がちょうど出産時期を迎えているため出産確率が上昇している可能性が高い）、夫の母親健在、妻が近畿出身、は妻の就業に正の効果、既存子ども数は負の影響を与えている。ここでの関心である夫の通勤時間、労働時間については、符号は予想通り負であるが、有意ではない。

就業関数の推定結果から、夫の通勤時間、労働時間も負で、夫の通勤時間が長いと、家事・育児を手助けする時間が短くなり、妻の就業確率を引き下げていることが明らかになった。また、親との同居、住宅ローンあり、夫が農業・自営業が妻の就業促進的であり、夫の収入が多いほど、既存の子ども数が多いほど、就業抑制的となるという結果を得た。

第5節「子どものいる既婚女性の就業選択に対する地域特性の影響—東京都特別区と横浜市・川崎市の比較を例として—」では、出産後の妻の就業行動が地域によってどのように異なるのかを、都心の代表として東京都特別区部、郊外の代表として地域外通勤率から郊外の特徴をもつとみなされる横浜市・川崎市を取り上げ、両者の比較を行う。

既婚女性の出生行動と出生行動の地域間格差を説明する有力な仮説である「郊外型ライフスタイル仮説」に従えば、郊外では出産後も就業継続する人の割合がそれ以外の地域に比べて低く、逆に都心では郊外に比べて出産後も就業継続する人の割合が高いと予想される。

使用データである『平成5年度人口動態社会経済面調査(厚生省統計情報部)』は、母親の育児状況と育児意識、就業状況と就業意識、出産意欲の把握を目的としたもので、平成4年12月1日から7日までに生まれた子の母のうち、全国から無作為抽出された1/2の保健所管轄内に住所を有する母親が調査対象である。調査対象者10,815人中、回答数は8,117人(回答率75.1%)である。市区町村コードを利用した分析が可能である。

両者の比較から、東京都特別区と横浜市・川崎市では、夫の職業と妻の就業パターンが異なり、夫の職業は東京都特別区では横浜市・川崎市に比べて自営業の割合が10%高く、妻の就業ではフルタイム継続率が横浜市・川崎市に比べて東京都特別区では有意に高く、結婚退職者の割合は有意に低いという結果を得た。しかし子ども数の分布、妻の学歴や親との同居の有無については統計的に有意な差は見られなかった。

今後の課題としては、全国単位での分析に分析対象を広げること、保育所の利用状況との接合などを行い、保育所利用を考慮することを挙げている。

第6節「出生意識・行動に対する政策関連要因の影響」では、出生選択・出生意識の規定要因について、『第10回出生動向基本調査・夫婦調査』のデータにロジットモデルを用いた分析を行っている。まずは第8回同調査の分析結果を示し、それから第10回との比較検討に入る。従属変数は①理想子ども数、または予定子ども数が3人以上か否か、②理想子ども数が予定子ども数を上回っているか否か、③上回っている場合に対象者が選んだ理由、とする。独立変数は夫婦の所得、妻の就業状態、住宅状況に焦点を合わせるが、その際に結婚コーホート、妻の初婚年齢、配偶者選択法、結婚直後の居住形態、妻の学歴、夫の職業、居住地の都市農村区分、地方をコントロールする。

第8回の結果では、夫婦の所得は第3子累積出生確率に対して有意な効果を持たないが、最近の結婚コーホートでは中の上の所得が有意に負の効果を持ち、また理想子ども数が予定子ども数を上回ることにに対して、有意に正の効果も確認される。妻のフルタイム就業は第3子の累積出生確率に対して有意に負の効果を持ち、理想子ども数が予定子ども数を上回ることにに対して有意に正の効果を持つ。妻のパートタイム就業も第3子出生に対して負の効果を持つ。親の家・土地での居住は第3子累積出生確率に対して有意な正の効果、他の全ての居住形態(非所有)と持ち家マンション居住の場合第3子に対して負の効果を持つ。

第10回の結果では、親の家や土地住んでいる場合と中高所得層の場合に理想子ども数

3人以上となる可能性が高くなり、親の援助で賃貸住宅に住んでいる場合に低くなる。同様に親の家や土地に住んでいる場合予定子ども数が3人以上となる可能性が高くなり、被用者として就業している場合に低くなる。理想子ども数が予定子ども数を上回る可能性は、親の家に住んでいる場合や親の援助で賃貸住宅に住んでいる場合に低くなるが、夫婦合計所得が高い場合に高くなる。比較的高い夫婦合計所得が共働きによって維持されているとすれば、両立支援策が出生促進効果を持つ可能性がある。理想子ども数が予定子ども数を上回る者が選択した超過理由に関する分析結果によれば、妻が自営業従事や比較的高所得を得ている場合に教育費の負担感が弱く、子どもの教育費に投資する傾向が強いことが伺われる。中所得層で教育費負担が重いとすれば、児童手当、奨学金、教育費控除が出生促進効果を持つかもしれない。また、親の土地に住む場合や高所得の場合に住宅問題を挙げる可能性が低いことから、住宅手当や住宅取得控除が出生促進効果を持つ可能性が示唆される。さらに、妻が就業する場合と妻自身の所得が高い場合に仕事を障害として挙げる可能性が高いことは、保育費援助や保育サービスの充実といった支援施策が出生促進効果を持つと考えられる。

まとめと課題としては、妻の就業状態、住宅状況、夫婦の所得は密接な関係を持っており独立に決定されているわけではなく、それらの要因の交互作用の分析等を行い、相互関係を解明しながら、出生意識・出生行動の政策関連要因を明らかにした上で、政策的支援の可能性を探求する必要を指摘している。

(3) 女性の就業と出生率

分類項目：(3) 女性の就業と出生率、(8) 家族（親子）関係と出生率

タイトル： 8. 現代日本の育児環境と出生力

著者： 廣嶋清志

出典： 人口問題研究 158 巻, pp. 11 - 45

出版社： 国立社会保障・人口問題研究所

出版年： 1981 年

論文テーマ

1974 年以來の出生力低下の原因を解明するために、その 1 つの側面である結婚出生力低下に関して、育児に関する多様な困難が増加してきたという現実のもとで、育児の視点から出生行動に対してアプローチし、データを用いて、育児環境と出生力の関連性を明らかにすることを、目的としている。

論文の内容

まず、序論では育児の視点からの出生力研究の必要性和可能性について先行研究を検討することで明らかにし、出生行動を広い意味の育児行動の一部として捉え、夫婦の育児行動をとりまく育児環境と育児意識によって出生行動を説明する枠組みを作成している。さらに、育児環境を構成する要素として、①世帯の家族構成、②母親の就業状態、③住宅条件、④保育施設、⑤地域の物的環境をあげ、各要素間には相互関連が存在しているとしている。このような育児環境の構造と出生力との関わりを明らかにするために、筆者が 1978 年 7 月に行った「未就学児の保育環境調査」（未就学児を持つ母親 2375 人が対象、大都市中心地域、大都市郊外地域、地方小都市を選定した典型的地域調査）を用いて検討をした。

第 2 節では、まず、世帯の家族構成と母親の就業状態の関連を検討した。夫婦が親と同居しているかによって、妻の雇用労働力への参加度に大きな差異が見られ、同居していない妻では、子どもを預けられれば働きたいと希望するものが極めて多く、親と同居の有無によって労働力率に差異が生じたのは、保育施設が量・質共に需要に比べ、低いレベルにあることを示しているとしている。このため就業指向の強い妻は拡大家族への志向性が相対的に強かった。次に家族構成と住宅条件に関しても、親と同居するかどうか

かによって住宅条件は異なる。同居を希望しないものもかなりいることから、世帯の家族構成の選択には、夫婦の生活意識、育児意識の重要な側面を反映しているとしている。

第3節では、世帯の家族構成と出生力の関係と、母親の就業経歴と出生力の関係を分析しているが、個別で分析すると小さな格差が生じるだけであったが、家族構成、母親の就業経歴と出生力を合わせて分析すると、従来見出されなかった大きな格差が生じていることが明らかになった。この点もまた、育児環境の視点からの出生力分析の有効性が現れていると筆者は指摘しているが、家族構成における育児環境の差異が出生制限の動機として、育児負担の感じかたに差異をもたらしているかに関しては、全般的には差異がなかったとしている。また同居の家族による保育によって出生力が維持されるという傾向には、一定の限界があるとしている。住宅条件と出生力の関連については、家族構成間での出生力格差に住宅条件の差が関わっている他、別の要因も関連していることが明らかになった。地域の物的環境（子どもの戸外遊び状況）に関しては、上記の育児環境同様に出生力制限の要因となっており、特に核家族でかつ雇用就業の母親の場合に顕著に見られたとしている。保育施設の出生力に及ぼす影響については、今後の課題として取り組むとある。本論文においては、分析の結果、夫婦の育児行動をとりまく諸条件を包括する育児環境という視点から出生力を検討する意義があることが見出されたとしている。